

須崎市 市長 様

申請者 住所 高知県須崎市山手町1-7

氏名 須崎 太郎 印

須崎市過疎地域指定における固定資産税の課税免除申請書

須崎市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 課税免除を受けようとする者

事業所名	株式会社 かわうその家	事業種別	
所在地	須崎市 山手町 1-7	冷凍調理食品製造業	
連絡先	0889 - 〇× - □△☆◇	分類コード	0995

2 課税免除を受けようとするものの内訳

(1) 建物及び建物付属設備

番号	所在地(地番)	取得年月日	種類	構造若しくは耐用年数及び構造又は用途並びに細目	床面積(m ²)
1	上分 甲 〇〇〇	H22年 12月7日	建物	鉄骨造鋼板葺2階建	1階 370.20 2階 300.80
2	上分 甲 〇〇〇	H22年 12月7日	付属設備	耐用年数：15年 電気設備 その他のもの	
3	上分 甲 〇〇〇	H22年 12月7日	付属設備	耐用年数：12年 エアーカーテン設備	
4	上分 甲 〇〇〇	H22年 10月15日	建物	コンクリートブロック造鋼板葺平屋建	120.35

(2) 土地

番号	所在地(地番)	取得年月日	地積 (㎡)	当該土地を敷地とする家屋等について	建物の建築開始年月日
				(1)における別	
1	上分 甲 〇〇〇	H22年 5月10日	520.65	(1) - 1	H22年 7月1日
2	上分 甲 〇〇〇	H22年 5月10日	205.20	(1) - 4	H22年 7月1日
				(1) -	
				(1) -	

(3) 償却資産 (機械及び装置)

番号	名称	数量	取得年月日 (事業に供した日)	取得価格 (円)	耐用年数等	
					耐用年数	用途並びに細目
1	ホイスト	2	H22年5月10日	1,200,000	6	総合工事業用設備
2	コンベア	6	H22年5月10日	3,400,000	10	食料品製造業用設備
3	真空冷却機	2	H22年5月10日	7,600,000	10	食料品製造業用設備
4	洗浄・乾燥装置	2	H22年5月10日	6,500,000	10	食料品製造業用設備

3 添付書類

- (1) 事業所全体の平面見取図 (課税免除を受けようとする建物及び建物付属設備並びに当該家屋の敷地である土地の範囲等を明示するもの)
- (2) 取得した日、建築に着手した日、事業の用に供した日、取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明らかにする書類
- (3) 法人税法(昭和40年法律第34号)又は所得税法(昭和40年法律第33号)の規定による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し

(2) 土地

番号	所在地(地番)	取得年月日	地積(m ²)	当該土地を敷地とする家屋等について	建物の建築開始年月日
				(1)における別	
				(1) -	
				(1) -	
				(1) -	
				(1) -	

(3) 償却資産(機械及び装置)

番号	名称	数量	取得年月日 (事業に供した日)	取得価格 (円)	耐用年数等	
					耐用年数	用途並びに細目
5	自動梱包機	6	H22年5月10日	11,000,000	10	食料品製造業用設備

3 添付書類

- (1) 事業所全体の平面見取図(課税免除を受けようとする建物及び建物付属設備並びに当該家屋の敷地である土地の範囲等を明示するもの)
- (2) 取得した日、建築に着手した日、事業の用に供した日、取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明らかにする書類
- (3) 法人税法(昭和40年法律第34号)又は所得税法(昭和40年法律第33号)の規定による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し

記載における注意事項

- (1) 課税免除を受けようとする者
「事業種別」の欄には、日本標準産業分類における産業種別および分類コードを記載すること。
- (2) 課税免除を受けようとするものの内訳
 - ア) 建物及び建物付属設備
 - a. 『種類』の欄には、建物については『建物』、建物付属設備については『付属設備』のように、明確に区分して記載すること。
 - b. 『構造若しくは耐用年数及び構造又は用途並びに細目』欄については、建物についてはその構造を記載し、償却資産に分類される建物付属設備については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令代15号。以下「耐用年数等に関する省令」という。）の別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）に規定される耐用年数及び構造又は用途並びに細目について、該当するものを記載すること。
 - c. 『床面積（㎡）』欄には、各階の床面積を記載すること。
 - イ) 土地について
 - a. 『地積（㎡）』欄には、当該土地一筆の全体の地積を記載すること。
 - b. 『当該土地を敷地とする家屋等について』欄の『（1）における別』欄には、『（1）建物及び建物付属設備』の『番号』欄に記載した番号を記載すること。
 - c. 『建物の建築開始年月日』欄には、当該土地を敷地とする建物の建築に着手した年月日を記載すること。
 - ウ) 償却資産（機械及び装置）
 - a. 『取得価格』欄には圧縮記帳された額ではなく、一の機械及び装置の圧縮前の実際の取得に係る金額を記載すること。
 - b. 『耐用年数等』欄については、耐用年数等に関する省令の別表二（機械及び装置の耐用年数表）に規定される耐用年数及び用途並びに細目について、該当するものを記載すること。